

(趣旨)

第1条 愛知教育大学授業関係実施細則(2004年細則第9号)第8条及び第10条に基づき、愛知教育大学教育学部(以下「本学」という。)における教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める教育実習、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習及び養護実習(以下「教育実習」という。)の実施に際し、必要な事項を定める。

(実習校)

第2条 本学において教育実習を履修する学生(以下「実習生」という。)は、国立大学法人愛知教育大学学則(2004年学則第1号)第29条に規定する附属幼稚園、附属名古屋小学校、附属岡崎小学校、附属名古屋中学校、附属岡崎中学校、附属高等学校及び附属特別支援学校(以下「附属学校」という。)での教育実習の実施を原則とする。

2 前項のほか、附属学校以外の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園において教育実習の受入れの協力を得られた場合には、当該学校園(以下「協力校」という。)において教育実習を実施できるものとする。

(連絡指導教員)

第3条 教育実習の実施に際し、連絡指導教員を置く。

2 連絡指導教員は、附属学校及び協力校(以下「実習校」という。)との連絡調整及び実習生への指導連絡調整(以下「連絡指導」という。)に当たるものとする。

3 連絡指導は、学校教員養成課程を担当する教員が行うものとし、割当て、担当方法及び回数等については別に定める。

(履修資格)

第4条 教育実習の履修資格を有する者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 心身ともに健康であるよう努め、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づく本学の定期健康診断等により、実習に支障がないこと。

(2) 学生教育研究災害傷害保険及び学生教育研究賠償責任保険に加入していること。

(3) 事前の提出物及び照会等について、期限までに対応していること。

(4) 教育実践開発科目のうち、学校教育実習の指導を修得済み又は同一年度内に修得中であること(義務教育専攻及び高等学校教育専攻にあっては、初等教科教育開発Ⅰ、初等教科教育開発Ⅱ、中等教科教育開発Ⅰ及び中等教科教育開発Ⅱのいずれか2科目を含む。))。

(5) 事務連絡会その他の教育実習の履修等にかかる説明会へ出席していること及び教育実習にかかる所定の事前の指導を受けていること。

(6) 次の履修しようとするいずれかの教育実習に該当する要件を満たすこと。

ア 学校教育実習(校種別、養護教諭)

所定の在学年数を充たし、かつ、愛知教育大学教育学部教育課程に関する規程(2004年規程第48号。以下「規程」という。)第30条に規定する教育課程の第2学年までの授業科目における総単位数(自由科目を除く。)の80%以上を修得した上で、学校教育実習の指導の履修において所定の条件を満たしていること。

イ 小学校・中学校・高等学校教育実習、特別支援学校教育実習及び中学校教育実習(保健)

実習当該年度に卒業見込みであること及び卒業までに実習校種に該当する教育職員免許状の取

得に必要な単位を修得見込みであること。なお、卒業見込みには、単位取得状況が卒業見込みと判定された上で教育実習及び事後指導の履修後に留学及び休学等を予定する場合を含むものとする。

(欠格)

第5条 違法行為又は実習生としてふさわしくない非行等を行い、悪質性等により実習校での受入れが困難であると学長が認める者は、前条の規定にかかわらず、教育実習の履修資格を有しない。

(履修申込み)

第6条 実習生は、教育実習の履修に当たっては、前年度から所定の手続を行い、所定の期限までに申込みを完了しなければならない。

2 実習生は、前項の申込みに当たっては、教育実習を辞退することのないよう、責任をもって申し込むものとする。

(実習生の義務等)

第7条 実習生は、教育実習に際し、次の各号に掲げる事項を理解し、遵守するものとする。

(1) 実習校の受入れ方針に従い、誠実に実習し、指導監督に服すること。

(2) 実習校で知り得た幼児、児童又は生徒（以下「児童等」という。）及び教職員の情報等については、守秘義務を厳守し、教育実習期間中及び実習終了後においても第三者に漏えいしないこと。

(3) 伝染のおそれのある疾患等に罹患しないよう努めること。

(4) 学校における政治的中立を阻害したり、児童等に悪影響を与えたりして学校の正常な教育活動を妨げないこと。

(5) 体罰、ハラスメントその他不適切な行為をしないこと。

(6) 児童等に好影響を与えられるよう、教師としてふさわしい服装及び態度等であるよう努めること。

(7) 教育実習期間中は、課外活動及びアルバイト等を控え、教育実習に専念すること。

2 前項各号のいずれかを満たさない場合は、本学と実習校との協議により実習を中止することができる。

(単位)

第8条 規程第19条第2項及び愛知教育大学教育学部教育課程規則（2021年規則第1号）第64条の規定に基づき、1単位当たり45時間の履修は、実習校での実習時間として30時間、学校教育実習の指導における事前及び事後の学修を除く、実習前後の準備及び振り返りの学修時間として15時間をもって構成する。

(実習時間)

第9条 実習時間は、1日当たり8時間、週当たり5日を基本として1週間40時間を標準とし、実習校の教職員の勤務時間に準じて実習校が定める。

2 前項に規定する実習時間について、実習校が必要と認めた場合は、割振りの変更を行うことができる。

3 前項の規定にかかわらず、教育実習において宿泊を伴う実習時間の割振りを行わないものとする。

(実習期間及び日程)

第10条 実習期間は、第8条に規定する1単位当たりの実習時間に所定の単位数を乗じた合計時間数を前条第1項に規定する40時間で除した数を満たす週数とする。

2 実習日程は、本学又は関係教育機関等における所定の標準となる日程に基づき実習校が定める。

3 実習校が必要と認めた場合は、次の各号に掲げる日を実習日に含めることができる。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

4 実習日について、実習校が必要と認めた場合は、振替を行うことができる。

5 前各項のほか、実習期間及び日程に関することについて、別に定める必要があるときは、本学と実習校との協議により定めるものとする。

（経費）

第11条 教育実習の履修にかかる経費は、原則として実習生の負担とする。

（出校等）

第12条 実習生は、所定の日数は全て出校するものとする。

2 出校にかかる交通手段は、徒歩、自転車又は公共交通機関の利用を原則とする。

3 実習時間中の実習の場での行動は、所在を明らかにし、実習校の指示に従う。

4 実習生の実習時間外の在校については、実習校の指示に従う。

（欠席等の取扱い）

第13条 教育実習における欠席、遅刻、早退（以下「欠席等」という。）は、原則として認めない。
ただし、次の各号に掲げる事由により所定の手続を行った場合はこの限りでない。

(1) 二親等以内の親族が死亡したとき。

(2) 災害等に罹災したとき。

(3) 傷病によるとき。

(4) 感染症により、医療機関から療養又は自宅待機について、指示又は診断があったとき。

(5) 事故に遭ったとき。

(6) 教員採用試験又は保育職採用試験を受験するとき（遠方等の受験のためやむをえないとき、必要最小限の範囲で前泊及び後泊等を含む。）。

(7) その他学長が認めたとき。

2 前項ただし書に定める事由により欠席等をする場合は、手続として事前に本学に連絡の上、根拠資料を遅滞なく提示するとともに、実習校に所定の欠席届等及び根拠資料を提出しなければならない。

3 第1項ただし書の各号に定める事由によらない欠席等又は前項に規定する根拠資料を欠く欠席等があった場合は、本学と実習校との協議により実習を中止することがある。

4 第2項の規定により根拠資料を添付した欠席届が提出された場合は、本学が代替措置を指定する、又は本学から必要に応じて実習校に実習期間の延長を打診し、協議を行う。ただし、欠席等が第1項第4号に定める事由の場合を除いて、代替措置並びに延長の打診及び協議を実施するのは欠席等日数が3週間の実習で原則3日、2週間の実習で原則2日までとし、それぞれの日数を超えた時点で本学が実習中止の判断を行うことがある。

（災害等の対応）

第14条 教育実習期間中の災害等の対応は、次の各号の定めるところによる。

(1) 気象警報発令時の対応については、次のとおりとする。

ア 気象情報の発令等により、一斉休校等、児童等の登校に対して制限がかかった場合、実習生の実習については原則実習校の教職員の勤務と同様の取扱いとし、実習校の教職員の業務を対象に観察・参加を行わせるものとする。

イ 本号アの規定にかかわらず、出校経路の公共交通機関の運行状況等により帰宅困難者が出ることが予想される場合等には、実習校の指示により、実習生を帰宅させることができるものとする。

(2) 公共交通機関がストライキ等により運休したときの対応については、実習校の指示に従う。

(3) 感染症の予防上の必要により実習校の全部又は一部が休業した場合は、実習校の指示に従う。

(4) その他不測の事態が生じた場合の対応については、実習校の指示に従う。

2 前項各号のいずれかに該当し、教育実習の日程に変更があった場合は、実習生は当該事項について本学に遅滞なく連絡しなければならない。

3 第1項第1号イ又は第1項第2号から第4号までのいずれかに該当した場合は、本学から必要に応じて実習校に実習期間の延長を打診し、協議を行う。

(成績評価)

第15条 成績の評価は、教育実践開発科目運営専門委員会（以下「委員会」という。）が実習校の評価等を総合して判定する。

2 前項に規定する成績の評価の基準（100点満点の場合）は、愛知教育大学成績評価及びGPA制度等に関する細則（2025年細則第1号）第5条第1項第2号の規定に基づき、A・B・C・Dの評語により、Aは80点以上、Bは70点以上80点未満、Cは60点以上70点未満とし以上は合格、Dは60点未満とし不合格とする。

3 実習校においては、所定の期間の教育実習に基づき、別に定める観点別評価を行った上で、総合判定を行うものとする。

(辞退)

第16条 第6条に規定する申込みの完了後の教育実習の辞退は、原則として認めない。ただし、真にやむを得ない事由で教育実習を辞退する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書において、辞退しようとする者は、速やかに所定の辞退届を本学に提出しなければならない。

(特別再履修)

第17条 次の各号の全てに該当する場合、実習校との調整及び委員会の議を経て、特別の時期を設け、特別再履修を認めることがある。

(1) 実習期間中又は実習開始前に傷病のためやむを得ず、その実習を取りやめたが、履修までに回復が見込まれるとき。

(2) 4年生で、かつ当該年度又は次年度の9月に卒業見込みの者で、留学及び休学等の予定がないとき。

(3) 履修対象が、学校教育実習又は必修の特別支援学校教育実習であるとき。

(合理的配慮)

第18条 一時的な外傷及び疾病を含む障害に関する事項での教育実習上の配慮については、実習生本人の自己申告を前提とすることを原則とする。

2 合理的配慮は、他の実習生との公平性を期し、実習校及び本学の過重な負担とならないものとし、対面で実施される教育実習の内容の本質を損なわないものとする。

(ハラスメント等)

第19条 本学は、愛知教育大学におけるハラスメント防止等に関する規程（2006年規程第23号。以下「ハラスメント規程」という。）第13条に規定する相談窓口及び連絡手段を踏まえ、実習生が直ちに相談できる窓口等があることについて事前に周知を図るものとする。

2 本学は、ハラスメント規程第2条第3項第8号に規定する相談者からハラスメントの相談又は申し立てがあった場合は、実習校及び関係機関と連携しながら、愛知教育大学ハラスメントガイドライン（2006年8月18日制定）に基づき対応するものとする。

3 実習生は、児童等に対してハラスメントに該当する行為をしないよう心がけると同時に、指導を受ける立場として自身が万一ハラスメントを受けた場合の相談窓口や相談方法等について理解しておく

など、ハラスメントの防止・対策について留意するものとする。

(雑則)

第20条 この要項に定めるもののほか、教育実習の実施について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、2024年7月1日から施行し、2021年度以降の入学から適用する。
- 2 2020年度以前の入学については、この要項にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 教育実地研究の参加資格に関する取扱要項（教育研究評議会（平成16年7月14日）議題第3号承認）は、廃止する。
- 4 教育実地研究の再履修について（教育研究評議会（平成16年7月14日）議題第3号承認）は、廃止する。
- 5 教育実地研究の参加資格を満たせない者の救済措置について（教育研究評議会（平成16年7月14日）議題第3号承認）は、廃止する。

附 則（2025年要項第5号）

この要項は、2025年5月7日から施行し、2025年5月1日から適用する。